

大分県報

平成二十八年
第二八二九号
十一月八日

（火曜日）

目次

告示

- 救急病院等の認定.....一
- 特定非営利活動法人の設立認証申請.....一
- 大規模小売店舗に関する意見.....一
- 土地改良区の解散認可.....二
- 指定予定保安林.....二
- 指定漁船調書の縦覧（二件）.....二
- 公 告.....三
- 清算人の就任.....三

○告示

大分県告示第五百八十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。
平成二十八年十一月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院 ・救急診 療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	佐伯中央病院	佐伯市常盤東町六番三〇号	平二八・一一・一から 平三一・一〇・三一まで

救急病院 高田中央病院

豊後高田市新地二一七六番地一

平二八・一一・一から
平三一・一〇・三一まで

大分県告示第五百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。
平成二十八年十一月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 新日本

三 代表者の氏名

田 北 武 士

四 主たる事務所の所在地

大分市

五 定款に記載された目的

この法人は、環境の保全に寄与することを理念とし、自然環境の再生、里山の維持、河川環境の保全を通して、地域の活性化及び社会教育並びに子どもの健全育成に貢献することを目的とする。

大分県告示第五百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により宇佐市長から次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十八年十一月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス西本町店

宇佐市大字四日市字野ノ中三百八十番一 外

二 意見の概要

（一）交通及び防犯に係る事項について

平成二十八年十一月八日

大分県報（告示）

- (二) 騒音に係る事項について
- (三) 公害に係る事項について
- (四) その他の事項について

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年十一月八日から同年十二月八日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

大分県告示第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成二十八年十一月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
都甲川土地改良区	豊後高田市	平二八・一〇・二七

大分県告示第五百八十四号

次の森林を保安林に指定する予定である。

平成二十八年十一月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後高田市長岩屋字岩ノ下二七一二番四・二七一二番五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、二七一二番六、二七二〇番、二七二七番、二七九七番、二八〇〇番

二、二八〇一番、二八〇三番、二八〇四番、二八〇五番一、二八〇五番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百八十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五條第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五條第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字畑野浦千三百四十二番地二

富高 偉介

佐伯市蒲江大字畑野浦二千五百二十二番地三

脇谷 尚長

佐伯市蒲江大字畑野浦二千四百八十三番地四

富高 松英

2 加入区

畑野浦加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年十一月八日から同月二十二日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市蒲江大字畑野浦三百七十八番地七
大分県漁業協同組合上入津支店事務所

大分県告示第五百八十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。
平成二十八年十一月八日

一 届出事項

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字畑野浦三千七十七番地六
鳴海 盛彦
佐伯市蒲江大字畑野浦二千七百九十八番地
山田 久松
佐伯市蒲江大字畑野浦二千八百五十八番地五
小野 富男

2 加入区

尾浦加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年十一月八日から同月二十二日まで

2 縦覧場所

- (一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所
- (二) 佐伯市蒲江大字畑野浦三百七十八番地七
大分県漁業協同組合上入津支店事務所

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第
十八条第十六項の規定により、清算法人都甲川土地改良区（豊後高田市）から、就任した清
算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
平成二十八年十一月八日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

氏名	住 所
立花 俊哉	豊後高田市払田八六〇番地
河野 憲二	〃 払田三七三番地
明石 孝典	〃 荒尾一九六の一番地
一ツ橋 賢治	〃 荒尾一二九番地
河野 義昭	〃 築地八三八の一番地
蛭川 輝美	〃 築地八六六の一番地
河野 正弘	〃 大力六六八番地
河野 勝	〃 大力六六九番地二
近藤 幸徳	〃 美和二四二番地
門岡 良典	〃 鼎一四〇一番地
都甲 哲二	〃 加礼川一八三〇番地
河野 和幸	〃 梅木七二一番地
中野 政富	〃 加礼川九一九番地
阿形 敏吉	〃 新城一四二八番地
井ノ口 清猛	〃 長岩屋一七四一番地
明石 武則	〃 長岩屋七六三番地
藤原 忠則	〃 美和一五八六番地一

平成二十八年十一月八日

大分県報（告示・公告）

平成二十八年十一月八日

大分県報（公告）

四

安東公徳

〃

美和一〇〇二番地二

安道士老

〃

美和一九一七番地

上原賢治

〃

美和二九七番地

立花憲治

〃

払田八四三番地三